

# 授業目的公衆送信補償金規程 (令和2年度)

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「本協会」という。）が、学校その他の教育機関の教育の公共性及び多様性、並びに文化的資産である著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（以下「著作物等」という。）に関する権利の公正な利用に留意しつつ、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第35条第2項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）が規定する補償金（以下「補償金」という。）を、法第104条の13第1項の規定に基づき、定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「授業目的公衆送信」とは、法第35条第1項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う公衆送信（法第35条第3項が規定する公衆送信に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 「教育機関」とは、法第35条第1項に規定する教育機関をいい、「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「大学」、「特別支援学校」、「専修学校」、「各種学校」、「保育所」、「幼保連携型認定こども園」、「放課後児童クラブ」、「省庁等大学校」、「職業能力開発施設」および「社会教育施設」その他これに準ずるものをいう。
- (3) 「設置者」とは、教育機関を設置する者をいう。
- (4) 「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (5) 「補償金算定対象者」とは、授業目的公衆送信を行う教育機関の在学者のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者をいう。ただし、公開講座の受講者を除く。
- (6) 「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「大学」とは、それぞれ学校教育法第1条に規定されている各学校をいう。
- (7) 「特別支援学校」とは、学校教育法第1条に規定されている特別支援学校をいい、同法第81条第2項が規定する特別支援学級を含む。
- (8) 「専修学校」とは、学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは、同法第134条に規定する各種学校をいう。
- (9) 「保育所」とは、児童福祉法第39条に規定されている施設をいう。
- (10) 「幼保連携型認定こども園」とは、児童福祉法第39条の2に規定されている施設をいう。
- (11) 「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定されてい

る放課後児童健全育成事業を行う施設（営利を目的としているものを除く）をいう。

- (12) 「省庁等大学校」とは、防衛大学校、税務大学校、水産大学校などの法令に基づいて国の機関および地方自治体または独立行政法人がその職員または職員以外の者を教育することを目的に設置する教育施設をいう。
- (13) 「職業能力開発施設」とは、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、障害者職業能力開発校、職業能力開発促進センターなどの法令に基づいて国もしくは地方自治体が設置し、または法令によって定められた設置者が当該法令に基づいて設置する教育施設であって、職業教育を目的とするものをいう。
- (14) 「社会教育施設」とは、公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センターなどの、法令に基づいて国もしくは地方自治体が設置し、または法令によって定められた設置者が当該法令に基づいて設置する教育施設であって、社会教育を目的とするものをいう。
- (15) 「公開講座」とは、学校教育法第 107 条に規定する大学における公開講座をいう。
2. 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額)

第3条 授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、下表に定める種に応じて、1人当たりの補償金額（年額）に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

種	1人当たりの補償金額(年額)
大学	— 円
高等学校	— 円
中学校	— 円
小学校、放課後児童クラブ	— 円
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	— 円
義務教育学校	7 学年～9 学年 — 円
	1 学年～6 学年 — 円
中等教育学校	4 学年～6 学年 — 円
	1 学年～3 学年 — 円

特別支援学校	高等学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 中学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 小学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 幼稚園に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円
高等専門学校	4 学年～ 5 学年 — 円 1 学年～ 3 学年 — 円
専修学校	高等課程 — 円 専門課程 — 円 一般課程のうち 大学に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 高等学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 中学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 小学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 幼稚園に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円
各種学校	大学に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 高等学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 中学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 小学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 幼稚園に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円
省庁等大学校	— 円
職業能力開発施設	大学に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円 高等学校に準じた教育を受ける補償金対象者 — 円

- (1) 補償金算定対象者の総数は、補償金算定対象者が属する教育機関の当年度の 5 月 1 日時点の人数を基準として算出する。ただし、主たる入学時期が 4 月以外の時期である教育機関や、年度途中で新規に設置した場合その他上記時点の人数を基準とすることが適当でない場合については、本協会は当該教育機関の設置者から所定の様式に従って当該設置者と協議の上、当該教育機関における補償金算定対象者の総数を定めることができる。
- (2) ある設置者が複数の教育機関を設置しているときは、教育機関ごとに補償金の額を算出したのちに、それらを合算するものとする。
- (3) 年度の途中から授業目的公衆送信を開始する場合の補償金額は、上記表の補償金額（年額）を 12 で除した額に、授業目的公衆送信を開始した日が属する月を含む当該年度の残余の月数を乗じた額に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。
- (4) 本条で定める補償金を支払った後、夏期、冬期、春期の通常の休業期間を

除き、災害その他やむを得ない事情により補償金の対象となる授業が実施できない期間が生じるなどして、1月を超えて1度も授業目的公衆送信を行わない期間が生じた場合であって、教育機関の設置者が、本協会が指定する内容を記載した書面を提出し、本協会の承認を得た場合、1月を超えて1度も授業目的公衆送信を行わない月数に相当する補償金を返還する。

2. 前項の規定に基づき補償金を支払った場合であっても、公開講座における授業目的公衆送信については、前項に規定する補償金に加えて、本項に規定する補償金を支払うものとする。この利用は、一人あたりの補償金額(日額) - 円に、当該教育機関設置者の行う公開講座の延べ受講者数(前年度中に開催した補償金の対象となる授業目的公衆送信を行った公開講座の受講者の延べ人数)を乗じた額とする。
3. 社会教育施設が行う授業における授業目的公衆送信については、一人あたりの補償金額(日額) - 円に、当該教育機関設置者が設置する社会教育施設で行う授業の延べ補償金算定対象者(前年度中に開催した補償金の対象となる授業目的公衆送信を行った授業の受講者の延べ人数)を乗じた額とする。

(その他)

- 第4条 異なる教育機関間の遠隔授業において授業目的公衆送信が行われる場合で、送信先の補償金算定対象者の属する教育機関において、第3条第1項による補償金を支払っていない場合は、送信元の教育機関の設置者が送信先の補償金算定対象者分の補償金を前条により支払うものとする。
2. 前項の授業目的公衆送信の送信先の教育機関が、人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する場合の当該送信先(前項に基づき送信元の教育機関が支払う場合を含む)の補償金算定者数を乗じる1人あたりの補償金額(年額)は、補償金額表のそれぞれの補償金額の50%の額とする。
  3. 教育機関の態様あるいは著作物等の利用の態様等により、本規程第2条から本条第2項までを適用することが難しい特別な事情がある場合における補償金の額は、当該教育機関の設置者との協議を経て、本規程の範囲内で本協会が決定する。
  4. 本規程の補償金額には、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税等に相当する金額を加算する。

附則

1. 本規程は、著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)のうち第35条の改正規定の施行の日又は本規程に定める補償金の額が文化庁長官の認可を得た日のいずれか遅い日から令和3年3月31日までの間実施する。

2. 前項の期間中、文部科学省による新型コロナウイルス感染症対策のための教育機関における一斉臨時休業等に関する対策の対応状況を鑑み、この間の教育機関の ICT 活用教育を支援することを目的として、第 3 条及び第 4 条の補償金額は、すべて零とする。
3. 第 1 項に定める期間中に授業目的公衆送信を行う教育機関は、本協会が定める書式により本協会宛届出を行うものとする。